

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2024年3月11日 Monday)

第277 (2023年度-第2号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

第56回定期大会開催(2/3)、2023年度執行部始動!

山口大学教職員組合は、2月3日(土) 午後第56回定期大会(2023年度)を開催しました。当日は7分会からの代議員11人と新旧執行委員が出席し意見交換を行いました。大学を取り巻く状況は年々厳しさを増し、運営費交付金や研究費の削減、改正国立大学法人法によるガバナンス問題、業績評価給制度の導入による弊害など課題は山積しています。大会では前年度の活動報告と決算報告等を承認後、三原委員長および森下書記長による運動方針提案等を受けて、教職員の働く環境を守るために組合がどう取り組むのか議論を交わしました。職種および雇用形態ごとの個別の問題をいかにくみ取って組合員拡大につなげるかが今後の課題です。



最後に、年明けに起こった能登半島地震で被害を受けた方々への十分な支援と復興を願い、ウクライナ戦争の終息・ガザ侵攻の即時停戦を訴え、「学問の自由」への侵害に反対し大学の自治と教職員の労働環境を守る大会宣言を全会一致で採択し、閉会しました。なお、選出された執行委員の他に大会6号議案で特別執行委員選出が提案され、昨年度と同じく、鴨崎義春氏・福田修氏の2名が選出されました。両氏のこれまでの経験を活かした組合活動支援が期待されます。

休職者の復職後の短時間勤務制度は「原則3か月」

休職者の復職後の短時間勤務廃止の是非について、昨年3月以来組合と大学との折衝・協議が続いていましたが、2月28日午後人事課から口頭で「休職者の復職可否はあくまでフルタイムで勤務できることが前提であるが、復職後に諸々の事情で本人から申し出があった際に認める方向で検討してきた短時間勤務制度について、その限度期間は『3か月』とするのではなく『原則3か月』としたい」との回答がありました。

これは、昨年10月31日に組合から、短時間勤務継続期間については半年程度とするか、「原則として3か月」等とすることを求めたことに対して大学側があくまで「3か月」という立場を変えなかったため、今年に入ってから折衝を繰り返していた事案です。

数十名の休職・復職者の3割は短時間勤務適用(過去10年の事例)

折衝の中で求め、2月21日に提示された資料によれば、休職していた職員が復職したケースは過去10年間に50数名に上りますが、その中で、復職後に短時間勤務が措置されたものは10数名と全体の3割近くありました。大学は、短時間勤務制度のある大学は中四国では山口大学のみであると言いますが、山口大学も他大学と同じになった場合、「救われる人が救われない」事態が起きるのは想像に難くありません。その制度を3か月というこれまでに比べて大幅に短い期間だけのものとした上に、全く弾力的運用ができない制度とすることは認められないとして、組合は団体交渉を視野に入れて協議してきました。

以上を踏まえた短時間勤務制度新設について、3月5日の部局長会議でも報告・了承されたとのことです。組合としては、これまでの運用からすれば大きく変わるものの、明確に制度を新設し一定の弾力性を持たせたことを評価し、了解したものです。この制度の新設・実際の運用について詳しく知りたい方はお気軽にお問い合わせください。



医学部の研究不正 事実であったとして懲戒免職は妥当かと疑問の声

先月1月16日付けで山口大学が公表した医学部講師の研究不正認定・処分の内容について、教職員の間から疑問の声が出ています。山口大学が公表した認定書によれば論文3編のいずれにも故意による不正が認定されたとされていますが、悪意を認定したとは明示されていません。もちろん論文不正等はあるとはならないことであり、「悪質な不正行為」があった場合にもっとも厳しい懲戒解雇とすることはあり得ますが、「故意による不正行為」と認定した場合の処分が、「諭旨解雇」「停職」等ではなく、「懲戒解雇」とされたことの妥当性に疑問の声が上がっています。

山口大学の懲戒処分は「国立大学法人山口大学職員の懲戒等に関する規則」に定められていますが、「学術研究に係る不正行為」の場合、「懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給又は戒告」の6段階が挙げられており、「懲戒の基準」によれば、懲戒処分の量定を定めるに当たっては、「(1)非違行為の動機、態様及び結果、(2)故意又は過失の度合の程度、(3)非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係、(4)他の職員及び社会に与える影響、(5)過去の非違行為の有無、(6)本法人に対する名誉又は信用の毀損」等に留意して判断することとされています。今回はこのうちの最上位である「懲戒解雇」が相当とされたわけですが、量定判断の根拠や理由は明らかにされていません。なお、この問題を審議した教育研究評議会では、一部とはいえ「保留」があったとのこと。



下関市立大学を守る会第3回総会開かれる(2/4)

2月4日(日)午後、下関市北部公民館で「下関市立大学を守り発展させる会」の第3回総会が開催されました。総会では、はじめに代表世話人である臼井俊紀弁護士から、飯塚元経済学部長の理事解任は無効と断罪した山口地裁判決の「画期的完全勝利」の意義について、同氏の大学でのシンポジウムでの報告内容は「公益性のある事実に基づいた社会的批判」「大学の自治をゆるがす行為であると受け止めたとしても、やむを得ない面があるといえる」など判決内容を示しながらの報告がありました。定年退職後在住の千葉県から駆けつけた飯塚氏は、広島高裁での闘いに向けた決意と、いっそうの支援を訴えました。



続いて下関市大教員組合から、市大による組合への「不当労働行為」を認定した山口県労働委員会の重要な意義と、中央労働委員会での闘いの現状や今後の展望について報告がありました。実際には、中央労働委員会による調停にもとづく和解交渉は難航しています。加えて、4月1日には大学側の懲戒権停止措置が解除されるため、その後の不当な動きが再燃することが危惧されます。

記念講演は、明治学院大学社会学部の石原教授が、「大学の自治は終わったのか？下関市立大学と日本全体の現状から」と題して90分間にわたって語られ、下関市立大学の事態は全国的にも例のない理不尽な大学自治破壊が行われているものでこれを打ち返すためには、もっと多くの市民・大学関係者へ事の本質を訴え続けることが必要ではないかと問いかけました。

続いて、2月16日(金)には飯塚元経済学部長の理事解任無効訴訟の控訴審が広島高等裁判所で行われました。これは、一審の結果を不服として大学が控訴したものですが、当日は書面審理が行われた後、5月10日(金)に次の審理が行われることなどが決まりました。

ウクライナへのロシアの侵略戦争開始(2022年2月24日)から2年

一昨年2月24日に突如として引き起こされたロシアのウクライナ侵攻は、懸命の抵抗で当初の占領地域のほぼ半分の地域からロシア軍を撤退させるという予想外の進展をみたものの、昨年秋からのいわゆる「大規模反転攻勢」が大きな成果を得ることはできず、一部の地域ではロシア軍の攻勢によってウクライナ軍が撤退を余儀なくされるという事態が起きるなど、厳しい状況が続いていると伝えられます。現在の焦点は、欧米の経済支援と武器支援がどうなるのか、とりわけ



最大の武器支援国であるアメリカでロシア・プーチン大統領との関係が取りざたされるトランプ前大統領が復活するかどうかにかかっているとされます。プーチン大統領が、近づく大統領選挙を前に、批判勢力・対立候補の動きを強引に押しつぶす動きを強める中、反対勢力の筆頭であったナワリヌイ氏が謎の死を遂げるといふ不可解な事件さえ起きています。問題の本質は、国連憲章を守るかどうかということと、覇権主義国家の誤った戦争を許すか許さないかという点にあります。

第二次世界大戦の終結から来年で丸80年になります。朝鮮戦争が「終わって」からでも70年、この間も世界では常にどこかで内戦・紛争・軍事衝突がありました。今回のウクライナ侵略戦争のような、大国が「小国」を力でねじ伏せて国土を奪い取るためのこれだけ大規模かつあからさまな戦争は例がありません。

パレスチナ・ガザ地区へのイスラエルの無差別攻撃

連日報じられているパレスチナ・ガザ地区へのイスラエル軍の無差別攻撃による無抵抗の市民の被害拡大ですが、深刻な食糧不足・医療危機もあり、5カ月の間に3万人の命が奪われました。報道によれば、今後戦闘がさらに激化し、感染症が流行する場合、ガザでは8月までに8万5,750人が死亡する可能性があるとの報告書が出されています。報告書の主著者で英国のロンドン大学衛生熱帯医学大学院の疫学者ゼイナ・ジャマルディン氏は26日、米国の独立メディア「デモクラシー・ナウ」に出演し、「今すぐ停戦を行うなら、約7万5,000人の命が救える」と指摘しています。停戦が実現した場合でも、飲料水や衛生環境が改善されず、感染症がまん延すれば今後6カ月で1万1,580人が死亡する可能性があるとして、ガザでの死者数を減少させるために、即時停戦の必要性和緊急性を強調しています。



奈良教育大学附属小学校の教育実践への「根拠なき指導」続く

奈良国立大学機構奈良教育大学は、奈良教育大学附属小学校で「不適切な指導」があったとして文科省に調査報告書を提出し、1月17日に公表しました。「不適切」の中身には、学習指導要領に示されている内容の実施不足(授業時数、履修年次等)や一部授業での教科書不使用等があげられており、奈良教育大学長はHPに「奈良教育大学附属小学校の教育課程に関する不適切事案のお詫び及び報告書について(1月17日)」を公開し、「謝罪と信頼回復等のための健全化」を宣言しています。

そのような動きに対し、これまでの奈良教育大附属小の創造的な実践を潰すものだと関係者や保護者、関係団体等から批判の声があがっています。全大教も2/27付けで声明を発表しました(4頁に掲載)。さらに奈良教育大は、附属小教員19名の正規教員(教頭と主幹教諭を含み全員が大学独自採用)の内、10人程度を2年間で出向させるとの方針を示しています。加えてこの「出向」に関しては本人への事前の面談等もおこなわれないと伝えられます。これは事実上の処分と言えるでしょう。

奈良教育大学主導での同意なき「出向人事」は事実上の処分

これについて、奈良教育大学附属学校園教職員組合は、附属小学校分会と連携して、方針の撤回を求めて大学と団体交渉をおこなっていますが、大学はあくまでも人事を強行する姿勢だとの情報が入っています。

一方で国は、1月19日に盛山文科大臣(旧統一教会問題で野党から責任追及中)が記者会見で大学に同調するコメントをおこない、文科省は全国の国立大学法人大学や附属学校に確認や点検を求める「通知」を發出しています。これは全国の全ての学校の教育課程編成に「委縮」「忖度」効果を及ぼす恐れがあります。

奈良教育大学が実施しようとしている附属小学校教員の同意のない強引な「出向人事」は、同校で長年積み重ねられた教育実践や学術研究の蓄積を踏みにじる不当なものといわざるを得ません。また、今回の問題の背景として、国立大学の独立行政法人化や先の国会で成立した国立大学法人法の改定等、一段と政府が大学の自治への介入を強める動きとの関連も指摘されています。大学には、教員や保護者の意見・十分な議論を保障し、子どもと教育を守る立場に立った対応、運営が求められます。



【声明】

子どもの自主性・自律性を育むために現場の教員の自主性・自律性の尊重を

2024年2月27日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

近年、将来の子測が困難な現代社会において、ポスト産業社会・知識社会を発展させる人材として、自主性・自律性を持った個性的な人材の育成が求められています。また、子どもが抱える課題が多様化・複雑化する中で、それぞれの状況に寄り添ったきめ細かい教育の実施が求められています。

このような中、私たちは、教育がもつ目的のうち最も重要なものは個人の人格的完成であり、そうした観点からこそ自主性・自律性の育成が必要であると考えています。そして、子どもたちの自主性・自律性を育てるためには、教員の側に自主性・自律性がなくてはなりません。教員が上意下達のトップダウン体制に組み込まれ、がんじがらめになると、その状況は子どもたちにも伝わり、「言われたことしかやらない人間」「全国一律の判で押したような無個性な人間」を育てることになりかねません。

よりよい教育の在り方は、現場から遠く離れた政策決定者によってではなく、子どもたちと触れ合い、その成長をわがこととして願う現場の教員によってこそ創り出されていくべきものです。

2024年1月、奈良教育大学附属小学校での「不適切な教育」が報道されました。同小学校が調査報告書をまとめ、そのなかで対応策を示し、文部科学省がその徹底を求めています。本件に関する対応にあたっては、附属学校が、大学が設置する学校であるという位置づけと独自の役割が十分考慮される必要があるでしょう。国立大学の附属学校は、新たな教育の試みを行うとともに、大学と連携して多くの実習生を引き受け教育実習に携わり、教員養成の一翼を担う重要な役割を担っています。それぞれの学校が、これまで地域と培ってきた関係の中で、地域の教育を牽引する役割を果たしています。本件に関係する各機関におかれましては、現場の教員の自主性・自律性にもとづく優れた教育の取り組みが失われる結果とならないよう、奈良教育大学が教員や保護者とも十分に議論を重ねる中で納得できる結論を得ることのできる環境をつくり、見守ることをお願いしたいと考えます。